

◎平成25年4月1日から阿南市に権限が移譲される事務

事務の概要	根拠法令	市担当課	
簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査等	水道法	環境保全課	0884-22-3413
社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等(児童養護施設)(注)	社会福祉法	こども課	0884-22-1593
未熟児養育医療の支給認定等	母子保健法	保険年金課	0884-22-1118
社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等(障害者福祉施設<身体・知的>)(注)	社会福祉法	福祉課	0884-22-1592
社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等(障害者福祉施設<精神>)(注)	社会福祉法		
育成医療の支給認定等	障害者総合支援法		
社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等(保護施設)(注)	社会福祉法		
社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等(老人福祉施設)(注)	社会福祉法	介護・ながいき課	0884-22-1793

(注)主たる事務所が市又は移譲先町村の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市町村の区域を超えないものに限りです。

これ以外の社会福祉施設を経営する社会福祉法人に係る事務についても移譲対象とされています。